

議 第 137 号

平成28年 2 月 22 日提出

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の」を「人事委員会規則の定めるところにより、」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

職務復帰後における号級の調整の規定を整備するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。